

23福保子保第179号  
平成23年4月25日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長  
多田 菜穂  
(公印省略)

保育所に係る「東日本大震災」Q&Aの追加と保育所運営費から  
災害義援金を支出する場合の都の取扱について

標記の件について、厚生労働省より別紙のとおり通知がありました。今回、保育所運営費からの災害義援金の支払いについて、Q&Aに追加（質問23）されましたが、これに伴う都の対応は下記のとおりとしますので、貴管下の民間保育所にご周知ください。

#### 記

#### 1 災害義援金を支出できる場合

厚生労働省による「保育所に係る『東日本大震災』Q&A」（以下「Q&A」という。）では、「法人運営に支障を来たさず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁に協議を行った上で支出する」とされているが、都においては、以下の条件に該当する場合に支出できるものとする。

- (1) 平成12年3月30日付児発第299号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」（以下、「299号通知」という。）の1（2）の①から⑦までに掲げられた要件を満たす保育所であること。
- (2) 災害義援金と299号通知の別表2に掲げられた経費等とを合算して、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額の範囲内であること。ただし、保育所運営費は最低基準を維持するために支弁される公費であり、災害義援金は目的外使用であることを踏まえ、施設の規模等に応じて適切な範囲内とするよう留意すること。
- (3) 災害義援金の支出に際しては、以下の事項を記録するとともに、証憑書類を保管しておくこと。
  - ・募金団体の名称、代表者名、所在地
  - ・募集した義援金等の受付の専用口座等
  - ・募金要項、募金趣意書等
  - ・預り証、義援金専用口座への振込の控え等

## 2 都への協議

上記1に該当する場合は、都への協議は不要とする。

## 3 その他

- (1) Q&Aでいう「理事長の専決の範囲内」とは、各法人の定款細則で定めている範囲内とし、事項別に金額を定めている場合は、請負、買入れ以外の「その他」で定める金額とする。
- (2) 理事長の専決で災害義援金を支出した場合は、その専決した内容を速やかに理事会・評議員会に報告すること。
- (3) 社会福祉法人会計基準における災害義援金の支出科目は、原則として事務費支出の雑費とする。

福祉保健局少子社会対策部保育支援課 保育計画係 町田・舘岡 電話 03(5320)4128
---